

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年10月30日
【事業年度】	第47期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	伊藤忠エネクス株式会社
【英訳名】	ITOCHU ENEX CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小寺 明
【本店の所在の場所】	東京都目黒区目黒一丁目24番12号
【電話番号】	03（5436）8202
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 寺岡 義行
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区目黒一丁目24番12号
【電話番号】	03（5436）8202
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 寺岡 義行
【縦覧に供する場所】	伊藤忠エネクス株式会社関東カーライフ営業部 （さいたま市大宮区土手町1丁目2番地） 伊藤忠エネクス株式会社中部カーライフ営業部 （名古屋市中区錦1丁目5番11号） 伊藤忠エネクス株式会社関西カーライフ営業部 （大阪市北区中崎西2丁目4番12号） 伊藤忠エネクス株式会社九州カーライフ営業部 （福岡市博多区博多駅前3丁目2番8号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月22日に提出いたしました第47期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_線で示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第4【提出会社の状況】

#### 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

（訂正前）

(1) ～(4) <略>

(5) ～(8) 記載なし

（訂正後）

(1) ～(4) <略>

##### (5) 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨を定款で定めております。

##### (6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

##### (7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができる事項

###### ① 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

###### ② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

##### (8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。